

議案第26号

世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路の占用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

世田谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年6月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部から令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部までを次のように改める。

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	9,350
	第二種電柱		14,300
	第三種電柱		19,300
	第一種電話柱		7,720
	第二種電話柱		12,400
	第三種電話柱		17,000
	その他の柱類		830
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	83
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	50
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,180
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,010
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	16,700
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700
道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設	1年	16,700からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	190
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			340
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			500
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			750
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			1,000
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			1,500
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			2,000
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			3,500
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			5,010
	外径が1メートル以上のもの			10,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道		占用面積1平方メートルにつき1年	14,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ及び雨よけ		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700
法第32	地下街及び	階数が1のもの	占用面積1平方	Aに0.004

条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下室		メートルにつき 1年	を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.006 を乗じて得た額
	階数が3以上のもの			Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			11,700
	地下に設ける通路			7,020
	その他のもの			10,400
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	230
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	23,400
道路法施 行令（昭 和27年 政令第4 79号。 以下「令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方 メートルにつき 1年	23,400
	標識		1本につき1年	13,300
	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1日	230
		その他のもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1年	23,400
	アーチ式工 作物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000
		その他のもの		117,000
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき 1年	16,700
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方	Aに0.024

		メートルにつき 1年	を乗じて得た額
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料 置場	板囲い、足場その他の工事用施設 及び工事用材料置場	占用面積1平方 メートルにつき	23,400
	危険防止施設	1年	8,640
	詰所		23,400
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき 1年	16,700

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区道路占用料等徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後の占用に係る占用料（同条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。